

串木野中学校教頭通信

Kyo to correspondence ~ 当たり前のことを当たり前に~

第9号 令和5年 6月13日(火)

いちき串木野市立串木野中学校教頭 文**責** 長岡

ハンセン病問題を正しく理解する週間

令和5年6月18日から6月24日は**ハンセン病問題を正しく理解する週間**となっています。

鹿児島県では、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を図り、ハンセン病であった方々等に対する偏見・差別の解消に努め、これらの方々の名誉の回復を図ることを目的に、6月22日(厚生労働省が「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」として定めた日)を含む、日曜日から一週間を標記週間として定めています。

重点事項

- (1) ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を図るため、特に次の事項を周知徹底し、差別・偏見の解消に努める。
 - ア ハンセン病問題についての正しい理解の促進
 - ・ 国の隔離政策などにより、ハンセン病は怖い病気であるという誤った考えが植え付けら
 - れ、そのことが様々な偏見・差別や人権侵害を引き起こしてきた。
 - ・ らい予防法が1996年(平成8年)に廃止されるまで,90年もの長きに渡って誤った隔離政策が続いたことで,故郷や家族との絆を断たれたり,ハンセン病であった方々やその御家族は,今もなお残る根強い差別や偏見に苦しむ等,現在も問題が残されている。
 - イ ハンセン病についての正しい理解
 - ・ ハンセン病は、らい菌という細菌による感染力の弱い慢性の感染症である。主に 皮膚や末梢神経が侵される病気で、後遺症が残ることもあったため、差別や偏見の 対象とされてきた。
 - 1943 年 (昭和18年) に米国で優れた治療薬が開発されてからは、不治の病から **完全に治る病気**になった。
 - ・ 衛生状態や栄養状態が改善した**現在の日本においては, ハンセン病に感染する可能性はほとんどない**。
 - ウ ア, イを踏まえた上で、県や市町村、地域が連携を図りながら、差別・偏見の解消 に向けた取組を推進する。

(2) ハンセン病療養所入所者等の社会復帰や社会参加の促進

- ・ 療養所に入所されている方々は、ハンセン病は既に治っていますが、高齢化や後遺 症等によって、療養所での生活を余儀なくされている。
- ・ ハンセン病であった方々等が社会に暖かく迎えられ、安心して生活が送れるように、ハンセン病問題に関する県民の理解を深め、社会復帰や社会参加の促進を図る。

何事もですが、まずは正しく理解することが大切です。



過去な変わらない。どんなに悔いても

未来もどうなるものでもない。 どれほど心配したところで どれほど心配したところで

松下幸之助